

府県を越えた広域防災体制等の現状

平成14年3月29日

内閣官房都市再生本部事務局
内閣府（防災担当）
国土交通省近畿地方整備局

目 次

| | | |
|---|-----------------------|----|
| 1 | 地方公共団体間の広域応援..... | 1 |
| 2 | 警察・消防・自衛隊等への応援要請..... | 4 |
| 3 | 災害医療に関する広域的な対応 | 9 |
| 4 | 広域搬送手段・情報収集 | 12 |

1 地方公共団体間の広域応援

近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定

要請の流れ：被災府県 応援主管府県・応援副主管府県 ブロック内の非被災府県

福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県において、地震等による災害が発生し、被災府県では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、府県間の応援活動を迅速に遂行するための協定であり、平成8年2月に締結された。

応援主管府県及び応援副主管府県

| 被災府県 | 応援主管府県 | 応援副主管府県 |
|------|--------|---------|
| 福井県 | 滋賀県 | 京都府 |
| 三重県 | 滋賀県 | 奈良県 |
| 滋賀県 | 京都府 | 三重県 |
| 京都府 | 大阪府 | 福井県 |
| 大阪府 | 兵庫県 | 奈良県 |
| 兵庫県 | 大阪府 | 徳島県 |
| 奈良県 | 大阪府 | 京都府 |
| 和歌山県 | 大阪府 | 徳島県 |
| 徳島県 | 兵庫県 | 和歌山県 |

災害が発生した場合には、被災府県は速やかに応援主管府県及び応援副主管府県に被害状況等を連絡し、連絡を受けた応援主管府県及び応援副主管府県は、被災府県の状況を他の府県に連絡する。なお、文書により応援要請を行い、そのいとまがない場合には口頭又は電話等により要請を行う。

応援に要した経費は、原則として応援を受けた府県の負担とする。

応援の種類

- ・食料、飲料水及び生活必需物資の提供
- ・被災者の救出・救護・防疫等災害応急活動に必要な資機材及び物資の提供
- ・施設等の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- ・情報収集及び災害応急活動に必要な職員の派遣
- ・避難者、傷病者の受入
- ・その他特に要請のあった事項

府県域において、震度6以上の地震が観測された場合又は激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災府県との連絡が取れない場合には、応援主管府県及び応援副主管府県は速やかに当該被災府県に職員を派遣し、応援活動の実施に必要な情報収集等を行う。また、特に緊急を要し、被災府県からの応援要請を待ついとまがないと認められるときは、被災府県からの応援要請を待たずに応援を行うことができる。

全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定

要請の流れ：被災府県 幹事県・副幹事県 全国知事会 全国各ブロック（調整：全国知事会）

地震等による大規模災害が発生した場合において、各ブロック知事会で締結している相互応援協定又は都道府県間で個別に締結している災害時の相互応援協定では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合に、被災県の要請に基づき、全国知事会の調整のもと広域応援を遂行するために平成8年7月に締結された。

所属するブロック知事会が複数ある都道府県については、被災県からの広域応援が要請された場合、重複しているブロック間で協議のうえ、いずれかのブロックに属し対応する。

近畿ブロック知事会は福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県で構成されており、このうち複数ブロックに所属しているのは福井県（中部圏知事会）、三重県（中部圏知事会）、滋賀県（中部圏知事会）、徳島県（四国知事会）である。

要請の流れ

- ・被災県は、広域応援を要請しようとするときは、速やかに自らが所属するブロックの幹事県に対し、被害状況等を連絡するとともに、必要とする広域応援の内容を記載した文書を提出する。ただし、そのいとまがない場合は、電話又はファクシミリ等により要請を行う。
 - ・幹事県は、ブロック内の総合調整を行う。幹事県が被災等によりその事務を遂行できない場合は、副幹事県が代わって行う。
 - ・また、幹事県は、速やかに被災県の被害状況及び広域応援の要請内容等を全国知事会に連絡する。
 - ・全国知事会は、前項の連絡を受けたときは、速やかに各ブロックと調整を行ったうえで、被災県に対する広域応援計画を作成し、各ブロックの幹事県・副幹事県及び被災県に広域応援の内容を連絡する。
- *被災県は、隣接するブロックの一部の都道府県を指名して応援を要請することができる。この場合、被災県は全国知事会に連絡を入れ、全国知事会が被災県より指定された都道府県に対しブロック外応援の内容を伝えるとともに、協力を要請する。
- 応援に要した経費は、原則として応援を受けた府県の負担とする。

近畿ブロック知事会における幹事県・副幹事県

| 年度 | 幹事県 | 副幹事県 |
|-------|------|------|
| 平成8年 | 和歌山県 | 大阪府 |
| 平成9年 | 大阪府 | 奈良県 |
| 平成10年 | 奈良県 | 福井県 |
| 平成11年 | 福井県 | 兵庫県 |
| 平成12年 | 兵庫県 | 滋賀県 |
| 平成13年 | 滋賀県 | 和歌山県 |

*「幹事代理県」については近畿ブロック知事会は該当なし。

資料：全国知事会資料より作成

その他の府県を越える広域応援

中部9県1市の災害応援に関する協定【滋賀県、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び名古屋市】

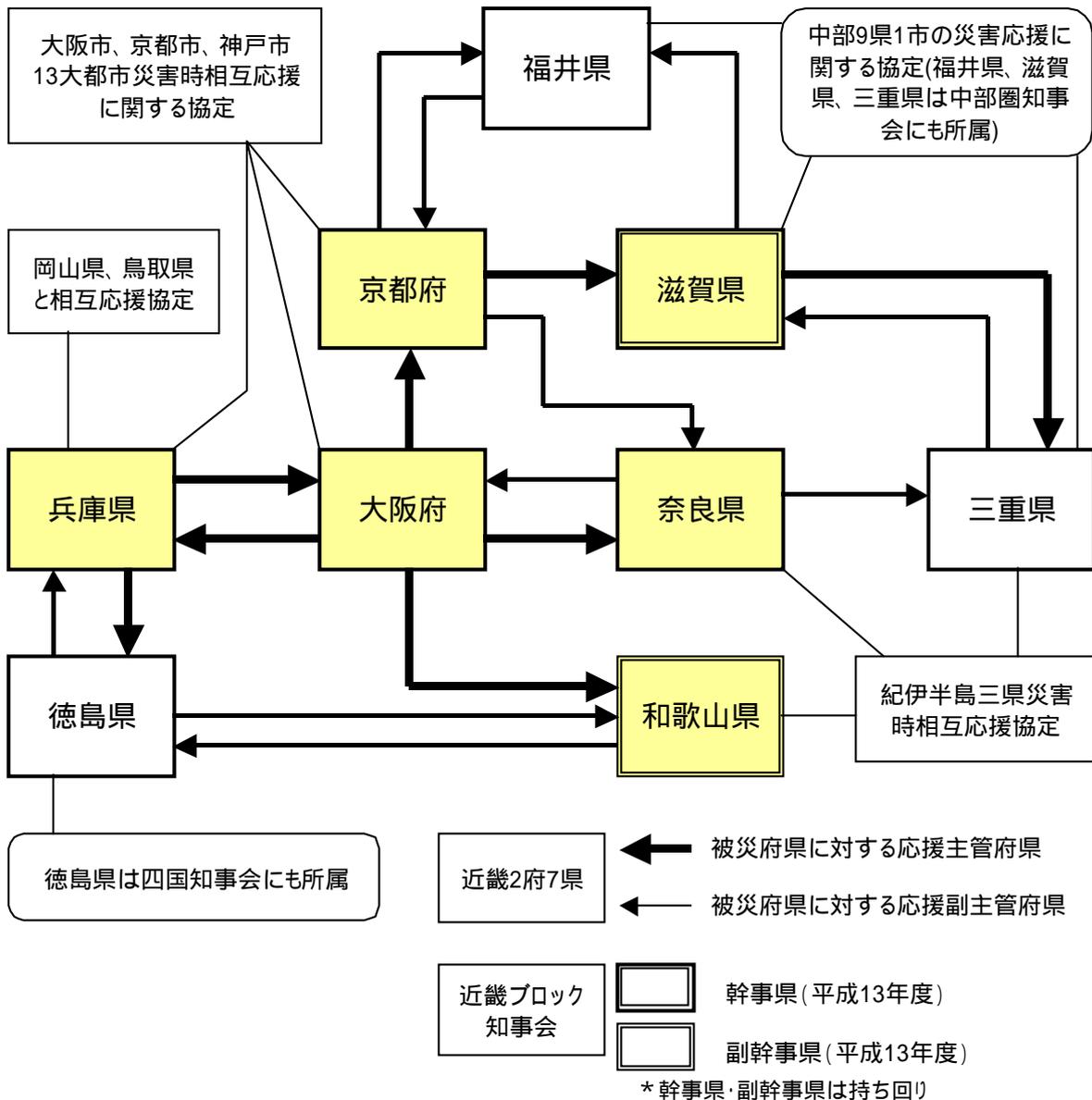
岡山県、鳥取県との相互応援協定【兵庫県、岡山県、鳥取県】

紀伊半島三県災害等相互応援協定【奈良県、和歌山県、三重県】

13大都市災害時相互応援に関する協定【京都市、大阪市、神戸市、札幌市、仙台市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、名古屋市、広島市、北九州市、福岡市】

など

「近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定」及び「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」等の関係図



2 警察・消防・自衛隊等への応援要請

警察

派遣要請：

- ・警察官：被災府県公安委員会 他の都道府県公安委員会（派遣調整：警察庁）
- ・広域緊急援助隊：被災府県公安委員会 他の都道府県公安委員会（派遣調整：警察庁）

警察官の派遣要請については、被災地府県公安委員会から被災地外都道府県公安委員会に対して行われる。

また、警察では、大規模災害時に都道府県の枠を越えて広域的に即応でき、かつ高度の救出救助能力等を有する災害対策専門部隊として、平成7年に広域緊急援助隊（総数約4,000人）を設置した。

広域緊急援助隊は、大規模災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、被災地又は被災が予想される地域に赴き、被災状況・交通状況等に関する情報収集、救出救助活動、緊急交通路の確保のための措置及び緊急通行車両の先導等の活動に従事する。これらの活動を支えるため、広域緊急援助隊には装備資機材等を整備している。

平成12年の有珠山噴火災害及び鳥取県西部地震においては、警察庁が災害警備本部を設置し、関係管区警察や道県との連絡調整を行うとともに、広域緊急援助隊等の派遣及び調整を行った。

広域緊急援助隊の班編制

| | |
|-------|---|
| 先行情報班 | ヘリコプター等により迅速に被災地に赴くとともに、ヘリコプター、オフロードバイク等を活用し、「被害情報、交通情報等災害対策のために必要な情報を多角的に収集し、警備本部等に報告する。 |
| 救出救助班 | 高性能の救出救助資機材、災害活動用車両等を活用し、被災者の救出救助、行方不明者の搜索等、災害から直接人命を守る活動を行う。 |
| 交通対策班 | 災害応急対策に従事する要員等が迅速に被災地等に到着できるよう、緊急交通路の確保、緊急通行車両の先導等を行う。 |
| 活動支援班 | 広域緊急援助隊の現場活動を支援するために必要な車両、装備資機材等の輸送、供給を行う。 |

消防

緊急消防援助隊の派遣要請： **被災府県知事** **消防庁長官** **緊急消防援助隊**（派遣調整：消防庁）

消防では、大規模災害時における人命救助活動等をより効果的かつ充実したものとするため、全国の消防機関相互による迅速な援助体制として、平成7年に緊急消防援助隊を発足させた。府県地域防災計画においても緊急消防援助隊が位置づけられている。

緊急消防援助隊は、救助部隊、救急部隊、消火部隊、指揮支援部隊、後方支援部隊、航空部隊、水上部隊、特殊災害部隊で構成されている。

大規模災害時においては、消防組織法第24条の3に基づき被災府県知事が消防庁長官に対して緊急消防援助隊の出動要請を行い、これを受けた消防庁長官の要請により緊急消防援助隊が出動することとなる。

緊急消防援助隊の部隊編成

| | |
|--------|-------------------------------|
| 救助部隊 | 高度救助用資機材を活用した要救助者の搜索、救助活動 |
| 救急部隊 | 高度救助用氏機材を活用した救急活動 |
| 消火部隊 | 大規模災害発生時の延焼防止等消火活動 |
| 指揮支援部隊 | 被害状況の把握、消防庁との連絡調整、現地消防機関の指揮支援 |
| 後方支援部隊 | 給水設備、トイレ、寝具等を備えた車両による各隊への補給活動 |
| 特殊災害部隊 | 石油・化学火災、毒劇物・放射性物質災害等特殊災害への対応 |
| 航空部隊 | 消防・防災ヘリコプターによる消火活動 |
| 水上部隊 | 消防艇による消防活動 |

緊急消防援助隊地区別登録部隊一覧

| | 登録消防 本部数 | 部隊数 合計 | 登録部隊数 | | | | | | | |
|-----|-------------|-----------|-------|------|------|------------|------------|------------|------|------|
| | | | 救助部隊 | 救急部隊 | 消火部隊 | 指揮支援 部隊 | 後方支援 部隊 | 特殊災害 部隊 | 航空部隊 | 水上部隊 |
| 北海道 | 47 | 92 | 7 | 5 | 66 | 1 | 1 | 10 | 2 | |
| 東北 | 85 | 154 | 18 | 23 | 81 | 1 | 7 | 16 | 8 | |
| 関東 | 196 | 634 | 76 | 95 | 298 | 4 | 24 | 115 | 14 | 8 |
| 東海 | 61 | 124 | 16 | 14 | 60 | 1 | 3 | 24 | 5 | 1 |
| 東近畿 | 95 | 189 | 22 | 25 | 90 | 1 | 7 | 36 | 8 | |
| 近畿 | 65 | 202 | 23 | 30 | 99 | 2 | 7 | 34 | 4 | 3 |
| 中国 | 61 | 133 | 17 | 21 | 55 | 1 | 5 | 26 | 6 | 2 |
| 四国 | 49 | 58 | 8 | 9 | 25 | | 5 | 7 | 4 | |
| 九州 | 92 | 199 | 31 | 43 | 83 | 2 | 9 | 24 | 5 | 2 |
| 合計 | 751 | 1785 | 218 | 265 | 857 | 13 | 68 | 292 | 56 | 16 |

出所：平成13年版消防白書

北海道：北海道

東北：青森、秋田、岩手、山形、宮城、福島、新潟
 関東：群馬、栃木、茨城、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡
 東海：愛知、岐阜、三重
 東近畿：富山、石川、福井、滋賀、京都、奈良、和歌山
 近畿：大阪、兵庫
 中国：岡山、鳥取、広島、島根、山口
 四国：香川、徳島、愛媛、高知
 九州：福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

自衛隊

派遣要請：被災府県知事等* 部隊等の長（派遣調整：要請を受けた部隊等の長は状況に応じて、部隊の派遣、他の部隊からの増援の調整等を実施）

*被災府県知事等 = 被災府県知事、海上保安庁長官、管区海上保安本部長、空港事務所長

府県知事からの自衛隊に対する災害派遣の要請先については、次の通りである。

要請を行った後に他の自衛隊に要請する必要がある場合は、新たに他の自衛隊に要請する必要はなく、最初に要請を行った部隊長に要請を行うことで足りる。なお、部隊長は要請を受け状況に応じ上級部隊や他の自衛隊の部隊に増援等の調整を実施する。

府県別災害派遣連絡窓口一覧

| 区 分 | 地域等 | 連絡窓口 | 所在地 |
|-----------|---|------------------------|---------------------------|
| 大 阪 | 陸自 全 域 | 第3師団長 (第3部) | ☎664-0014 伊丹市広畑1-1 |
| | 海自 全 域 | 呉地方總監 (第3幕僚室) | ☎737-8554 呉市幸町8-1 |
| | 空自 全 域 | 中部航空方面隊司令官 (防衛部) | ☎350-1324 狭山市稲荷山2-3 |
| 兵 庫 | 陸自 川西市、伊丹市、尼崎市、 宝塚市、西宮市、芦屋市、 三田市、猪名川町 | 第3師団長 (第3部) | ☎664-0014 伊丹市広畑1-1 |
| | 陸自 川西市、伊丹市、尼崎市、 宝塚市、西宮市、芦屋市、 三田市、猪名川町を除く 地域 | 第3特科連隊長 (第3科) | ☎670-0881 姫路市峰南町1-70 |
| | 海自 豊岡市、城崎郡、美方郡、 出石郡を除く | 呉地方總監 (第3幕僚室) | ☎737-8554 呉市幸町8-1 |
| | 海自 豊岡市、城崎郡、美方郡、 出石郡 | 舞鶴地方總監 (第3幕僚室) | ☎625-8510 舞鶴市字余部下1190 |
| | 全 域 | 阪神基地隊司令 (警備科) | ☎658-0024 神戸市東灘区魚崎浜町37 |
| 空自 全 域 | 中部航空方面隊司令官 (防衛部) | ☎350-1324 狭山市稲荷山2-3 | |

| | | | | |
|-----|--------|----------------------|---------------------|--------------------------------------|
| 京 都 | 陸 自 | 京都市及び大山崎町以北 | 第7普通科連隊長 (第3科) | ☎620-8502 福知山市天田堀無番地 |
| | | 宇治市及び久御山町及び 八幡市以南 | 第4施設団 (第3科) | ☎611-0031 宇治市広野町風呂垣外1-1 |
| | 海 自 | 全 域 | 舞鶴地方總監 (第3幕僚室) | ☎625-8510 舞鶴市字余部下1190 |
| | 空 自 | 全 域 | 中部航空方面隊司令官 (防衛部) | ☎350-1324 狭山市稻荷山2-3 |
| 奈 良 | 陸 自 | 全 域 | 第4施設団長 (第3科) | ☎611-0031 宇治市広野町風呂垣外1-1 |
| | 海 自 | 全 域 | 呉地方總監 (第3幕僚室) | ☎737-8554 呉市幸町8-1 |
| | 空 自 | 全 域 | 幹部候補生学校長 (教務課) | ☎630-8001 奈良市法華寺町1578 |
| 和歌山 | 陸 自 | 全 域 | 第37普通科連隊長 (第3科) | ☎594-8502 大阪府和泉市伯太町官有地 |
| | 海 自 | 全 域 | 呉地方總監 (第3幕僚室) | ☎737-8554 呉市幸町8-1 |
| | 空 自 | 全 域 | 中部航空方面隊司令官 (防衛部) | ☎350-1324 狭山市稻荷山2-3 |
| 滋 賀 | 陸 自 | 全 域 | 第3戦車大隊長 (第3係) | ☎520-1621 滋賀県高島郡今津町大字今津 字平郷995 |
| | 海 自 | 全 域 | 舞鶴地方總監 (第3幕僚室) | ☎625-8510 舞鶴市字余部下1190 |
| | 空 自 | 全 域 | 中部航空方面隊司令官 (防衛部) | ☎350-1324 狭山市稻荷山2-3 |

出所：防衛庁

災害派遣は、自衛隊法第83条の規定上、都道府県知事等（都道府県知事、海上保安庁長官、管区海上保安本部長、空港事務所長）の要請により派遣することを原則としている（要請による派遣）が、防衛庁長官又は長官が指定する者は、特に緊急な場合で要請を待つ時間がない場合は、部隊を派遣することができる（自主派遣）。

海上保安庁

派遣要請：被災府県 海上保安庁、各管区海上保安本部（派遣調整：海上保安庁）

*物資・人員の緊急輸送や海水を活用した消火活動等

自然災害が発生した場合、海上保安庁では直ちに巡視船艇・航空機による被害調査や救助活動、人員・物資の緊急輸送を行う。府県地域防災計画において位置づけられている海上保安庁管区海上保安本部等は次の通りである。

滋賀県

第五管区海上保安本部（大阪海上保安監部）

京都府

第八管区海上保安本部（舞鶴海上保安部）

大阪府

第五管区海上保安本部（大阪海上保安監部、関西空港海上警備救難部）

兵庫県

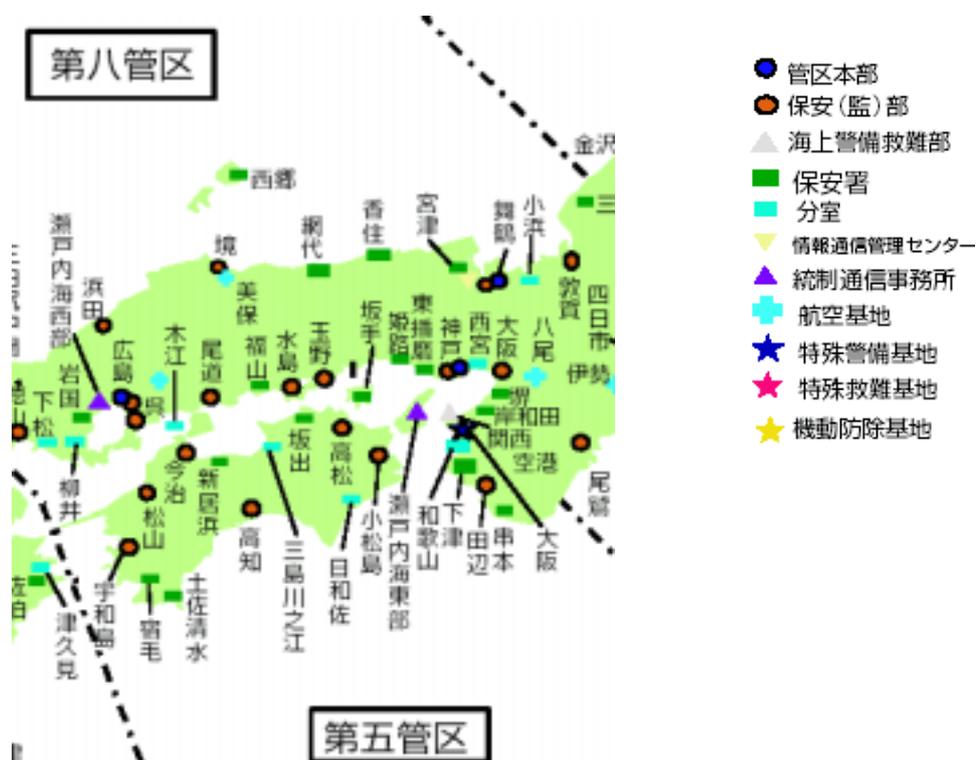
第五管区海上保安本部（神戸海上保安部） 第八管区海上保安本部（舞鶴海上保安部）

奈良県（記載なし）

和歌山県

第五管区海上保安本部（田辺海上保安部）

海上保安庁の管区本部等配置図(第五・第八管区のみ抜粋)



出所：「2001海上保安レポート」

3 災害医療に関する広域的な対応

災害拠点病院の指定

災害拠点病院の指定状況は、平成13年10月1日現在で526病院であり、このうち基幹災害医療センターが52病院、地域災害医療センターが479病院（基幹災害医療センターとの重複5病院を含む）である。

京阪神都市圏においては、基幹災害医療センター7病院、地域災害医療センター57病院である。

滋賀県

- ・基幹災害医療センター1病院
- ・地域災害医療センター7病院

京都府

- ・基幹災害医療センター1病院
- ・地域災害医療センター7病院

大阪府

- ・基幹災害医療センター1病院
- ・地域災害医療センター12病院

兵庫県

- ・基幹災害医療センター1病院（県立災害医療センターが開設されるまでの間、神戸大学医学部附属病院を暫定的な基幹災害医療センターとする）
- ・地域災害医療センター13病院（神戸大学医学部附属病院を含む）

奈良県

- ・基幹災害医療センター1病院
- ・地域災害医療センター3病院

和歌山県

- ・和歌山県総合災害医療センター2病院（震災時医療対策の中核施設）
- ・地域災害医療センター6病院（2次医療圏域災害医療対策の中核施設）

地域防災計画における後方医療・広域搬送の概要

府県地域防災計画で示されている医療搬送に関する内容については次のとおりである。

【滋賀県】

後方医療・広域搬送

- ・県は、県下で地震が発生した場合、被害の状況を検討の上、必要に応じて応援主幹県や自衛隊等に対して応援要請を行う。

【京都府】

後方医療・広域搬送

- ・府は、必要に応じ、国（自衛隊を含む）、他府県等の関係機関に対して広域的な支援の要請を行う。
- ・医薬品等集積所：他府県等からの救護医薬品、調達医薬品等の受入れ、仕分け、保管管理及び搬送の拠点となる広域集積所と現地集積所の2種類

【大阪府】

後方医療

- ・必要に応じて、他府県等にも患者の受入病床の確保を要請する。

広域搬送

- ・原則として市町村が所有する救急車を使用する。
- ・府は、市町村から要請があった場合、又は自らが必要と認めたときは、ヘリコプターを保有する関係機関に要請するほか、消防庁長官に対し、他府県の広域航空消防応援を要請する。
- ・府は、所有する船舶あるいは必要に応じて第五管区海上保安本部等に要請し、海上輸送を行う船舶を確保する。

【兵庫県】

後方医療

- ・救急医療の実施について、災害の規模・内容等により必要があるときは、時期を失することなく関係機関に要請する。

広域搬送

- ・現場から医療施設へ負傷者等の搬送：負傷者等の発見の通報を受信した搬送担当機関が搬送車両等を出動させ搬送にあたる。搬送車両等が不足する場合は、ア.救急指定病院の患者搬送車の活用、イ.その他の応急的に調達した車両の活用、ウ.隣接市町の応援要請、により対応する。
- ・県は、市町村から要請があった場合、又は自らが必要と認めたときは、他機関（他府県消防本部、自衛隊等）にヘリコプターの出動を要請する。

【奈良県】

後方医療

- ・県は、県の対応能力のみでは十分でないと認めるときは、国及び「近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定」等に基づき隣接他府県に医療救護班の派遣、傷病者等の受入を要請する。

広域搬送

- ・県は、国や「近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定」及び「紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定」に基づき隣接他府県に広域搬送を要請する。

【和歌山県】

後方医療・広域搬送

- ・県は、災害の規模等現地の状況により、「近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定」に基づき、人員の派遣・受入、傷病者等の搬送・受入等の必要な措置を講じる。

このように、災害時における府県を越えた広域医療搬送の応援要請については、「近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定」等の相互応援協定により要請するとともに、自衛隊等へも要請することになっている。

以上、大規模災害時における府県を越えた各種の広域防災体制等の現状について見てきたが、いずれの対応においても、単独府県における大規模災害を想定したものとなり、複数府県が同時被災した場合における調整機能の必要性が明らかになった。

4 広域搬送手段・情報収集

広域搬送手段

消防・防災ヘリコプター

平成13年8月1日現在における消防・防災ヘリコプター（消防本部所有・都道府県所有）は全国で68機であり、うち京阪神都市圏の府県市では計10機が整備されている。

大規模災害時には、昭和61年5月に定められた「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援によって都道府県域を越えた広域活動が実施されている。

消防・防災ヘリコプターの状況【消防本部所有】

| 団体名 | ヘリ数 | 定員 |
|---------|-----|-----|
| 札幌市消防局 | 1 | 15 |
| 仙台市消防局 | 1 | 11 |
| 千葉市消防局 | 2 | 14 |
| | | 13 |
| 東京消防庁 | 6 | 27 |
| | | 14 |
| | | 14 |
| | | 27 |
| | | 13 |
| | | 23 |
| 横浜市消防局 | 2 | 13 |
| | | 13 |
| 川崎市消防局 | 2 | 11 |
| | | 11 |
| 名古屋市消防局 | 2 | 14 |
| | | 13 |
| 京都市消防局 | 2 | 14 |
| | | 14 |
| 大阪市消防局 | 2 | 14 |
| | | 14 |
| 神戸市消防局 | 2 | 11 |
| | | 10 |
| 広島市消防局 | 1 | 14 |
| 北九州市消防局 | 1 | 14 |
| 福岡市消防局 | 2 | 14 |
| | | 13 |
| 岡山市消防局 | 1 | 11 |
| 計 | 27 | 389 |

資料：全国航空消防防災協議会HPより作成
注：平成13年8月1日現在

消防・防災ヘリコプターの状況〔都道府県所有〕

| 団体名 | ヘリ数 | 定員 | 団体名 | ヘリ数 | 定員 |
|-----|-----|----|------|-----|-----|
| 北海道 | 2 | 10 | 静岡県 | 2 | 14 |
| | | 15 | | | 11 |
| 青森県 | 1 | 15 | 愛知県 | 1 | 15 |
| 岩手県 | 1 | 15 | 三重県 | 1 | 15 |
| 宮城県 | 1 | 10 | 滋賀県 | 1 | 11 |
| 秋田県 | 1 | 11 | 兵庫県 | 1 | 10 |
| 山形県 | 1 | 13 | 奈良県 | 1 | 15 |
| 福島県 | 1 | 15 | 和歌山県 | 1 | 15 |
| 茨城県 | 1 | 11 | 鳥取県 | 1 | 15 |
| 栃木県 | 1 | 15 | 島根県 | 1 | 11 |
| 群馬県 | 1 | 15 | 広島県 | 1 | 15 |
| 埼玉県 | 2 | 14 | 山口県 | 1 | 11 |
| | | 13 | 徳島県 | 1 | 11 |
| 新潟県 | 1 | 15 | 香川県 | 1 | 10 |
| 富山県 | 1 | 15 | 愛媛県 | 1 | 11 |
| 石川県 | 1 | 15 | 高知県 | 1 | 15 |
| 福井県 | 1 | 11 | 長崎県 | 1 | 11 |
| 山梨県 | 1 | 15 | 熊本県 | 1 | 13 |
| 長野県 | 1 | 15 | 大分県 | 1 | 11 |
| 岐阜県 | 2 | 10 | 鹿児島県 | 1 | 15 |
| | | 15 | 計 | 41 | 538 |

資料：全国航空消防防災協議会HPより作成
注：平成13年8月1日現在

警察用ヘリコプター・船舶

警察用ヘリコプターは全国で約80機運行しており、上空からのパトロールや捜索・捜査活動、交通指導取締り、災害時等の救難救助や情報収集等警察活動全般にわたり活用されている。

また、警察用船舶は、全国に約200隻あり、水上レジャーの安全指導、水難救助、密輸事犯の取締り等の水上警察活動に活用されている。

自衛隊ヘリコプター等

自衛隊の災害派遣の主力である陸上自衛隊における初動対応態勢としては、全国で人員約2,700名、車両約400台、ヘリコプター27機、ヘリテレ保有機5機であり、災害の状況に応じて増援することになる。

海上保安庁巡視船・航空機

海上保安庁では、自然災害が発生した場合は直ちに巡視船艇・航空機による被害状況調査や救助活動等を実施している。また、海底地殻変動の観測、活断層調査、海底火山の情報収集・監視観測を行っている。

大型巡視船・航空機の状況

| | | |
|--------|----------------|------|
| 大型巡視船 | ヘリコプター2機搭載型巡視船 | 3隻 |
| | ヘリコプター1機搭載型巡視船 | 9隻 |
| | 3500トン型巡視船 | 1隻 |
| | 3000トン型巡視船 | 2隻 |
| | 1000トン型巡視船 | 35隻 |
| | 900トン型巡視船 | 2隻 |
| 中小型巡視船 | | 72隻 |
| 巡視船 | | 237隻 |
| 航空機 | ジェット飛行機 | 2機 |
| | 大型飛行機 | 5機 |
| | 中・小型飛行機 | 22機 |
| | 中・小型ヘリコプター | 46機 |

資料：「2001海上保安レポート」より作成

医療搬送用ヘリコプター（ドクターヘリ：医師が同乗する救急専用ヘリコプター）

厚生労働省では平成11年度より「ドクターヘリ試行的事業」を開始し、現在までに5箇所の病院で救急専用ヘリコプターが配備されている。

医療搬送については、消防、警察等のヘリコプターが基本になると考えられるが、大規模災害時等における後方医療施設への搬送における民間航空会社の活用についても検討が進められており、東京都では「災害時等の航空機による医療搬送等業務の協力に関する協定」を財団法人日本救急医療財団と締結することにより、都とヘリコプターを保有する民間航空会社との協力システムを確立している。

ドクターヘリの配備状況【厚生労働省事業】

| | |
|-----|----------------|
| 福岡県 | 久留米大学病院 |
| 岡山県 | 川崎医科大学付属病院 |
| 愛知県 | 愛知医科大学付属病院 |
| 静岡県 | 聖隷三方原病院 |
| 千葉県 | 日本医科大学付属千葉北総病院 |

資料：厚生労働省

災害時医療救護活動における民間ヘリ活用【東京都】

平成13年2月23日 問い合わせ先
衛生局 医療計画部救急災害医療課
電話 03 - 5320 - 4436

災害時の医療救護活動における民間ヘリコプターの活用

東京都では、大規模災害発生時における負傷者等の搬送体制を充実、強化するため、全国に先駆けて、財団法人日本救急医療財団（理事長 大塚敏文）と「災害時等の航空機による医療搬送等業務の協力に関する協定」を締結することとしたので、お知らせします。

記

1 目的

大規模災害時等における負傷者等の後方医療施設への搬送等にあたっては、(1) 東京消防庁による搬送、(2) 医療救護班が使用した自動車による搬送、(3) ヘリコプター・船舶等による搬送、を状況に応じて行うよう東京都地域防災計画に定められている。中でも、阪神・淡路大震災の経験から、ヘリコプター等空路による広域的な救急搬送の必要性や、その体制整備が提唱されている。

そこで、東京消防庁、警視庁、自衛隊等の公的機関が保有するヘリコプターの活用に加え、民間航空会社が保有するヘリコプターを活用するため、財団法人日本救急医療財団と上記協定を締結することにより、都とヘリコプターを保有する民間航空会社との協力システムを確立し、もって災害時等に使用し得る機体数の確保と、迅速かつ実効性のある医療救護活動を円滑に行うことを目的とする。

2 業務協定の主な内容

(1)概要

災害等が発生し、東京都のみでは十分な応急措置が実施できない場合において、(財)日本救急医療財団が別途協定を締結した航空会社に対して、東京都が、日時、場所等を指定して、直接航空機の運航を指示することができる。

(2)業務内容

傷病者、医療従事者、医薬品、医療資器材、食料品、飲料水等の搬送

(3)費用負担

当該航空機運航に係る経費等については、東京都が負担する。

3 具体的運用

現在、財団は7民間航空会社と協定を締結しており、南関東エリアで、発災後2時間以内に、約40機のヘリコプターが調達可能である。これらのヘリコプターを、ヘリポートを有する都内11病院（都立病院4、国立病院2、公立・公的病院2、民間病院3）に速やかに配置するなどして、重症者等の医療救護活動を展開する。

4 協定締結（発効）日

平成13年3月1日

資料：東京都記者発表資料より作成

情報システム

消防庁

【緊急支援情報システム】

消防庁では、平成12年度から「緊急支援情報システム」の整備を進めており、災害に関する情報及び緊急消防援助隊に関する情報等を収集・管理するコンピュータシステムを構築することにより、緊急消防援助隊、応援消防本部、被災地管轄消防本部、都道府県及び消防庁で被災状況及び消防活動に必要な情報を共有し、大規模災害時の消防広域応援活動の円滑化を図ることとしている。平成13年7月より運用を開始したところであり、引き続きシステムの充実を図っているところである。

緊急支援情報システムの構成

(1)広域応援支援システム

緊急消防援助隊の編成及び派遣部隊の出動等の支援を行うため、広域応援時に必要な情報を電子地図上に表示し、関係消防本部等に情報提供を行うシステム

(2)緊急消防援助隊動態情報システム

緊急消防援助隊の派遣車両の位置をGPSにより特定し、通信回線と広域応援支援システムを介して、派遣車両の位置等の把握並びに消防庁及び派遣元消防本部と派遣車両との情報連絡を行うことができるシステム

(3)ヘリ映像等による被災状況把握システム

消防防災ヘリコプター等で撮影した被災地映像を解析することにより、被災範囲等を迅速に把握することができるシステム

(4)衛星データ通信・データ放送

電子地図を用いた支援情報等の大量のデータを、衛星通信により一斉又は個別に伝送することができるシステム

資料：「平成13年版消防白書」より作成

【防災情報システム】

消防庁では、震度情報等の緊急情報、緊急消防援助隊や消防・防災ヘリコプターの出動可能状況、非常物資の備蓄等広域応援の対応力の状況、消防防災統計など消防防災に係る情報をデータベース化するとともに、消防庁と地方公共団体等との間でこれらの情報を共有化できる防災情報システムの整備を推進している。

防災情報システムでは、全国の市町村で計測された震度情報を消防庁へ即時送信するシステム（震度情報ネットワーク：平成9年4月より運用開始）を有しており、収集された震度データは気象庁にもオンラインで提供している。

内閣府

【地震防災情報システム】

内閣府では、地形、地盤、人口、建築物、防災施設等の情報をコンピュータ上に数値図面と関連づけて管理するGISを活用した「地震防災情報システム（DIS）」の整備を進めている。DISは、予防から応急・復旧・復興に至るまでの総合的なシステムとしての構築を目指している。

DISのサブシステムとして、地震被害早期評価システム（EES）及び応急対策支援システム（EMS）がある。

地震被害早期評価システム（EES）は、地震発生直後の情報が限られた状況下において被害規模の概要を短時間で推計するものであり、平成8年4月より稼働している。また、平成9年9月からは重傷者、重篤患者、避難者数等の推計項目を充実している。

応急対策支援システム（EMS）は、あらかじめ整備しておく防災関連施設等のデータベースと、地震発生後に収集する被害情報や各種応急対策の準備や実施の状況について関係省庁から提供される情報を集約・整理し、関係省庁間で共有することにより、各種応急対策活動を支援するものである。EMSは全国の1/25000地図に公共土木施設（道路、鉄道、港湾、飛行場、ヘリポート等）や防災関連施設（行政機関、警察署、消防署、自衛隊、病院等）の情報をデータベースとして整備している。このうち、広域医療搬送活動については、「南関東の大規模震災時の広域医療搬送活動アクションプラン」に対応した機能の整備を行い、平成11年度から稼働している。

国土交通省

【国土交通省防災センターの防災情報システム】

国土交通省では、平成13年6月より防災センターの運用を開始した。国土交通省防災センターで整備している各種システムは次のとおりである。

災害情報収集システム

- ・国土交通省及び関係機関が収集・管理している気象情報、地震情報、河川情報等の防災情報を自動的に収集できるシステム。
- ・河川情報システム、気象情報システム（気象庁のシステム）、レーダー雨量計システム、地震計ネットワークシステム、GPS連続観測システムから構成されている。

災害状況把握システム

- ・国土交通省及び関係機関が現地の映像や、ヘリコプターからの上空映像をリアルタイムで収集できるシステム。
- ・現地映像・画像受信システム、ヘリテレシステム、ヘリコプター位置情報システムから構成されている。

被害の予測システム

- ・地震発生直後の情報がきわめて限られた状況下で、大まかな被害の規模を自動的に予測することができるシステム（内閣府の地震被害早期評価システム（EES））。

厚生労働省

【広域災害・救急医療情報システム】

厚生労働省では、平常時には救急医療施設からの確に情報を収集し、医療施設、消防本部等への必要な情報の提供を行うことにより救急患者の医療を確保し、災害時には医療機関の稼働状況、医療スタッフの状況、ライフラインの確保、医薬品等の備蓄状況等の災害医療に係る総合的な情報収集・提供を全国的なネットワークで行うことを目的とする「広域災害・救急医療情報システム」の整備を進めている。平成14年1月現在におけるシステム導入済みの都道府県は37箇所である。

広域災害・救急医療情報システムの内容

平常時

- ・ 毎日定時の情報収集事業
- ・ 診療科別医師の在否
- ・ 病室の空床状況
- ・ 情報提供・相談対応

災害時

- ・ 医療機関状況（緊急連絡要請の要否、診療可否）
- ・ 受入可能患者数
- ・ 患者転送要請
- ・ 医薬品等備蓄状況
- ・ ボランティア提供
- ・ ライフライン等状況

資料：厚生労働省より作成

警察

警察では、大規模災害時等において、通信需要が急増する箇所に必要となる通信回線を割り当て、被災地付近の無線不感地帯に対する臨時の無線中継所を設置し、被災地におけるヘリコプターテレビ等の映像を指揮担当部署へ伝送するなど、警察独自の情報通信システムを適宜柔軟に活用している。また、全国に警察通信職員を配置し、被災した箇所の迅速な復旧のための体制を確立している。(平成13年版警察白書)

阪神・淡路大震災では、全国から被災者に関する問い合わせが兵庫県警察に集中し対応が困難となったため、警察電話を利用して都道府県警察等のパソコン間で情報交換を行う「第一線警察情報総合活用システム(FINDシステム)」を活用して、各都道府県警察においても死亡者に関する問い合わせに応じられるようにした(平成7年版警察白書)。

海上保安庁

海上保安庁では、本庁と管区本部を結ぶ基線回線について、災害等により切断した場合において、他ルートで回線が確保できる耐災害性に優れた回線を整備した。

また、災害発生時において迅速かつ的確な防災対策を実施するため、ヘリコプターから撮影した現場画像を海上保安庁のみならず官邸をはじめ防災関係機関へ伝送することが可能なヘリコプター撮影画像伝送システムの整備を進めている。

さらに、沿岸域の防災情報や社会情報、自然情報などをデータベース化する沿岸海域環境保全情報の整備を行い、国及び地方公共団体等への情報提供に備えているほか、災害発生時において海域からの円滑な救難、救助活動を行えるよう沿岸防災情報図を整備している。

このほか、地震や火山噴火の発生する可能性のある海域の地殻構造や活断層調査等を行うなど基礎情報の整備を行っている。

災害対策に係る省庁の主な情報システムの整理

